



1

消費者教育推進法施行 ～消費者教育の果たす役割～

西村 隆男 Nishimura Takao

横浜国立大学大学院 教授(消費者教育、金融教育)

消費者教育推進会議委員(会長代理)、消費者教育推進委員会委員長(文部科学省)、日本消費者教育学会会長。著書に『日本の消費者教育—その生成と発展—』(有斐閣)、『クレジツトカウンセリング—多重債務者の生活再建と消費者教育—』(東洋経済新報社)など。



はじめに

2012年12月、消費者教育の推進に関する法律(「消費者教育推進法」、以下、推進法)が施行されました。将来世代のための公正で持続可能な消費者市民社会の構築を旨とする消費者教育の幕開けです。各地からは、消費者教育は変わったのか、今までより負担が増えるのか、地域でどう広げていけばよいのかという声を耳にします。本稿では、特に学校消費者教育および地域消費者教育に焦点を当て、具体的な実践例なども踏まえつつ、今後の展開への糸口を探ります。

学校における消費者教育の推進

推進法は学校消費者教育の推進について、以下のように定めています。第一に「国及び地方公共団体は、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校の授業その他の教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な施策を推進しなければならない」(第11条第1項)としています。つまり、幼稚園から大学等に至るまですべての児童生徒、学生に、通常の教育課程、カリキュラムにおける授業などを通じて、単発の啓発的な教育ではなく、体系的、総合的に消費者能力を開発するような消費者教育が行えるための環境整備を国(文部科学省、以下、文科省)および自治体(教育

委員会)に義務づけたのです。

2013年度に高校の新学習指導要領も実施され、これで小学校から高校までのすべての段階で、新しい教育課程による授業が開始されました。思考力、判断力、表現力を育む学力観に基づいた各教科の指導において、問題解決力や批判的思考力に軸足を置いた消費者教育の実践は、まさに新課程にふさわしいものになります。

埼玉県では高校教育での消費者教育実践を強化するため、2012年度に教育委員会主導による消費者教育推進委員会を立ち上げました。メンバーには高校教諭(公民科、家庭科、情報科各2名)および消費生活支援センター部長らも加わっています。同委員会では、委員会の下にワーキンググループを置いて各教科における授業研究の成果を報告し、意見交換をしながら、教科ごとの授業指導案を作り上げ、今年度中の指導資料集の完成をめざしています。

第二には、「国及び地方公共団体は、教育職員に対する消費者教育に関する研修を充実するため、教育職員の職務の内容及び経験に応じ、必要な措置を講じなければならない」(第11条第2項)としています。消費生活センターなど地方消費者行政が主催する消費者教育の教員研修講座は、これまでも各地で開催されてきましたが、教員の参加は任意であるため、関心のある教員が交通費などを自己負担して参加する例がほとんどでした。



2013年3月末に行われた国民生活センター主催の教員を対象とした消費者教育講座では、風評被害をテーマとした小学校の実践とエシカルファッション（リサイクルや自然素材などを利用したり、フェアトレードで購入した衣服を身に着ける生活）をテーマとした高校の実践が紹介されました。続くワークショップでは、授業プランや課題の提案が熱心に議論され、グループごとのプレゼンも行われました。推進法の施行により、各地の教育委員会は、教員の年次研修や教科研修などで消費者教育をテーマとしたものを取り入れることになると考えられます。その際には、グループアクティビティなどを取り込んだ参加型の研修スタイルによって、自らの授業にも応用可能な参加型実践の意義を確認することが必要でしょう。

第三には、「国及び地方公共団体は、学校において実践的な消費者教育が行われるよう、その内外を問わず、消費者教育に関する知識、経験等を有する人材の活用を推進するものとする」（第11条第3項）としています。学校は閉鎖的であって、出前講座は難しいとよく聞きます。消費者教育では現実社会の問題を扱い、複雑な事象も多いので、専門的に対応している消費生活センターや企業、消費者団体、NPOなどの協力を得ることは有益です。外部講師の活用は児童生徒にとっても普段と異なる専門的な話が聞けるチャンスですが、言うまでもなく事前の周知な打ち合わせはもとより、前後の授業との関係性などその位置づけを明確にして行われる必要があります。

2011年度に岐阜市、2012年度に神戸市で開催された文科省の消費者教育フェスタはACAP（消費者関連専門家会議）の協力を得て、企業関係者による授業を参加者に公開しました。企業の開発した教材を使用したユニークな授業に生徒たちは生き生きと取り組み、NPOや消費者教育支援センターなどの民間団体による授業も好評を得ました。

地域における消費者教育の推進

消費者教育の推進はそれぞれの地域における広がりが必要であることは言うまでもありません。推進法では地域消費者教育に関し、第一に、「国、地方公共団体及び独立行政法人国民生活センターは、地域において高齢者、障害者等に対する消費者教育が適切に行われるようにするため、民生委員法に定める民生委員、社会福祉法に定める社会福祉主事、介護福祉士その他の高齢者、障害者等が地域において日常生活を営むために必要な支援を行うものに対し、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない」（第13条第1項）としています。消費者被害が高齢者に多発している現状に鑑みて、地域の高齢者見守りのネットワークを強化しようとする動きが高まっています。この点に関して、消費者行政と福祉行政の連携が不可欠です。

愛媛県砥部町では、高齢者サポート体制を積極的に構築しているといわれており、包括支援センターの定期訪問の際に、消費生活相談員も同行し、必要に応じ訪問相談を実施して消費者被害の早期発見、解決をめざしているそうです*。ある時、社会福祉士が訪問すると、業者と勘違いされ「振込みできていたか」と聞かれたことから、何かの契約をしたと気づき、契約書を確認し相談窓口につなぎ、無事クーリング・オフに持ち込んだ例が紹介されています。こうした連携は日ごろの積み重ねが奏功しているものと思われます。推進法第20条に規定する消費者教育推進地域協議会を編成する場合においても、社会福祉協議会などとの協働は欠かせないでしょう。

第二には、「国、地方公共団体及び国民生活センターは、公民館その他の社会教育施設等において消費生活センター等の収集した情報の活用による実例を通じた消費者教育が行われるよう、必要な措置を講じなければならない」（第13条



1 消費者教育推進法施行

～消費者教育の果たす役割～

第2項)としています。

消費者教育の推進においてさまざまな場の確保は大きな課題です。地域において人の集まる場所、誰もが立ち寄れる場は、情報の発信と交流の拠点として確保するとともに、その活用や効果が定期的に検証される必要があります。いずれにせよ、地域の消費者教育を定着させ、活性化させる鍵は「人」です。コーディネーター機能を備える橋渡しをしてくれる人材をいかに育てるか、その人材を活用できるかどうかが地域の消費者教育の成否にかかってくるものと思われる。

2013年2月に東京で開催された文科省消費者教育フェスタでは、岡山市、埼玉県などの町おこしのプロジェクトが紹介されました。消費者教育がテーマではないものの、イベントを通じて町を盛り上げていくプロセスを語る報告者の熱弁に、消費者教育のヒントを得たいと思った多くの参加者は引き込まれました。消費者教育イベントを通じて町を盛り上げていく——特に、消費者市民教育を意識して、地場品やフェアトレード商品の販売を前面に出した企画などが次々と生まれることを期待したいものです。

文科省では、消費者教育アドバイザーという制度の導入を2013年度予算に計上しました。当初はモデル的にいくつかの地域で実施し、その後全国的な普及をめざすものですが、キーパーソンを見つけ出し、関係者の協働による消費者教育活動が広く展開されることが望まれます。

消費者市民教育としての消費者教育の展開

推進法は、消費者教育の理念として、消費生活に関する知識を習得し、それを行動に結び付けることを第一に掲げると同時に、消費者が消費者市民社会の一員としてその形成に主体的に参画して社会の発展に寄与できるよう支援することを定めています。消費者市民教育の要素について、具体的に3つの視点から示してみましよう。

- ① 経済的市民の育成（消費行動力）
- ② 政治的市民の育成（社会提案力）
- ③ 倫理的市民の育成（自己革新力）

①は、消費・非消費を通じて企業を評価し、安全で質の高い商品の提供者を応援していく消費者像。②は、よりよい社会の実現に向け企業や行政に積極的に意見提案をする消費者像。③は、環境配慮や途上国支援、被災地支援など次世代や他者への思いやりを自覚した消費者像です。これらの諸力を養うことによって、次世代に引き継ぐべき持続可能な消費社会の実現を図ることが求められると考えます。

消費者教育推進のための課題

人の力や企画力も大切ですが、まずはできるところから始めることが肝要です。神奈川県消費生活課では、このほど消費生活相談のための簡単なリーフレットを英語、韓国・朝鮮語など5カ国語バージョンで作成しました。学校教育でも、文科省初等中等教育局が3月末に、「平成25年度消費者教育推進のための調査研究事業」を公募しました。1件80万円を上限とした研究であり、各地から学校や教育委員会の応募があったと聞いています。

団体の取り組みも再評価したいものです。学校（特に高校）での法教育を進める司法書士会、学校向け出前講座を20年近く行ってきたNACS（日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会）、学校消費者教育支援プロジェクトを本格スタートさせるACAP、学校教材の提供で定評のある金融広報中央委員会など枚挙に暇はありませぬ。こうした組織を活用しながら独自の消費者教育が展開され、消費者庁の消費者教育ポータルサイトなどを通じて多くの関係者に情報が共有されていくことが今後の課題でしょう。

* 武田咲枝「砥部町における高齢者の見守りネットワークを活用した被害事例の発掘」消費者教育研究No.157（消費者教育支援センター）